

長岡市告示第 2 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2 項及び長岡市財務規則（平成 3 年長岡市規則第 1 5 号）第 6 2 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

長岡市長 磯 田 達 伸

- 1 委託した事務の内容
長岡市中越こども急患センター使用料及び手数料徴収事務
- 2 委託をした相手方の住所及び氏名
長岡市寺島町 6 5 3 番地
一般社団法人 長岡市医師会 会長 草間 昭夫
- 3 委託を必要とする理由
診療所の窓口で使用料及び手数料を徴収することは、利用者の利便の増進に寄与するため。
- 4 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで